

《 事務所ニュース 2020年11月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

同一労働同一賃金関連の判決について！

令和2年10月13日、最高裁判所第3小法廷にて、大阪医科大学事件、メトロコマース事件の最高裁判決が言い渡されました。

★ 大阪医科大学事件 地位確認等請求事件)

本件大学の教室事務員である正職員に対して、賞与を支給する一方で、アルバイト職員である第1審原告に対してこれを支給しないという労働条件の相違は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たらないと解するのが相当」として、原告の請求を退けました。

★ メトロコマース事件 損害賠償等請求事件

売店業務に従事する正社員に対して、退職金を支給する一方で、契約社員Bである第1審原告らに対してこれを支給しないという労働条件の相違は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たらないと解するのが相当である」として、原告の請求を退けました。

10月15日、最高裁判所第一小法廷にて、日本郵便事件の最高裁判決が言い渡されました。

★ 日本郵便事件とは、次の3つの事件を指します。

- (1) 令和元年 地位確認等請求事件
- (2) 令和元年 地位確認等請求事件
- (3) 平成30年 未払時間外手当金等請求控訴、同附帯控訴事件

判決では、郵便の業務を担当する正社員と時給制契約社員との労働条件の相違について、次のように示されています。

【年末年始勤務手当】

郵便の業務を担当する正社員に対して年末年始勤務手当を支給する一方で、本件契約社員に対してこれを支給しないという労働条件の相違は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たると解する

のが相当である。((1)より)

【年始期間の勤務に対する祝日給】

郵便の業務を担当する正社員に対して年始期間の勤務に対する祝日給を支給する一方で、本件契約社員に対してこれに対応する祝日割増賃金を支給しないという労働条件の相違は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たると解するのが相当である。((1)より)

【扶養手当】

郵便の業務を担当する正社員に対して扶養手当を支給する一方で、本件契約社員に対してこれを支給しないという労働条件の相違は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たると解するのが相当である。((1)より)

【病気休暇】

私傷病による病気休暇として、郵便の業務を担当する正社員に対して有給休暇を与えるものとする一方で、同業務を担当する時給制契約社員に対して無給の休暇のみを与えるものとするという労働条件の相違は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たると解するのが相当である。((2)より)

【夏期冬期休暇】

郵便の業務を担当する正社員に対して夏期冬期休暇を与える一方で、郵便の業務を担当する時給制契約社員に対して夏期冬期休暇を与えないという労働条件の相違は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たると解するのが相当である。((3)より)

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行